

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月1日
担 当 課	選挙管理委員会事務局

契約業者名・住所	株式会社ムサシ東関東支店 千葉県千葉市中央区新町18番地10
工事等の名称	標準準拠版選挙人名簿管理システム賃貸借
工事等の場所	松戸市選挙管理委員会の指定するところ
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約金額	4,078,800円（うち消費税及び地方消費税の額370,800円）
工事等の概要	地方自治体は「自治体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、基幹系20業務のシステムを標準準拠システムへ移行することが義務付けられている。標準準拠システムは国が仕様を定め、さらに、全国統一的なクラウド基盤であるガバメントクラウド上で運用することが努力義務化されており、当契約で選挙人名簿管理事務及び発注者のガバメントクラウド運用管理の効率化を図ることを目的とする。

随意契約の理由	<p>標準準拠システムへ移行が可能な新規事業者は無く、現行のシステム事業者のみが対応可能であり、現行事業者のシステム事業者は、本市のシステム構成や運用を熟知しており、安全かつ確実なスケジュールで作業が可能である。</p> <p>他事業者に委託した場合、システム構成や連携状況の把握等から始める必要があり、実作業までの時間と経費負担が増加することが想定され、令和6年1月に同規模自治体へ調査した結果、各自治体とも現行事業者の選定を基本方針としている。</p> <p>以上の理由により、本契約については、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定を適用し開発業者である下記業者と随意契約とし、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により見積徴取は1社とする。</p>
---------	---